

内閣參質第七号

昭和二十七年六月十日

内閣總理大臣 吉 田 茂

参議院議長 佐藤尙武殿

参議院議員松浦清一君提出英連邦軍關係日本人船員の雇用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員松浦清一君提出英連邦軍関係日本人船員の雇用に関する質問に対する答弁書

平和條約発効後は日本国占領当時にあける連合國軍最高司令官の命令指令等は一切失効するので平和條約発効の日以降日本国に駐留する英連邦軍に対する日本国の方務提供に関する責任は一切解除されたものと考へる。

従つて米駐留軍の如く英連邦軍との間に何等かの國際協定がなされない限り日本政府には英連邦軍のための日本人船員を提供する責任はない。

よつて平和條約発効後においては英連邦軍に勤務する日本人船員は軍との直接雇用契約に基いて直接雇用されているものと考へている。

なち、英連邦軍関係日本人船員の労働保護の点については、目下政府において英連邦軍と協定折衝中であるが、労働者の保護については万全の措置をとるよう努力する考へである。